

|       |     |                                  |       |   |       |   |      |   |           |
|-------|-----|----------------------------------|-------|---|-------|---|------|---|-----------|
| 会 議 名 |     | 令和 7 年度 第 1 回 調布市市民活動支援センター運営委員会 |       |   |       |   |      |   |           |
| 開催日時  |     | 令和 7 年 4 月 19 日（土） 午前 10 時～12 時  |       |   |       |   |      |   |           |
| 会 場   |     | 市民活動支援センター 活動スペースはばたき            |       |   |       |   |      |   |           |
| 出席者   | 委員名 | ○                                | 安藤雄太  | ○ | 村上むつ子 | ○ | 平澤和哉 | ○ | 増田健治      |
|       |     | ○                                | 水田征吾  | ○ | 大槻昌美  | 欠 | 石井洋子 | 欠 | 児山宣孝      |
|       |     | ○                                | 浜本雅樹  | ○ | 石正房江  | 欠 | 毛利勝  | 欠 | ニファ・ジヤンマナ |
|       |     | ○                                | 小松明日香 | ○ | 松永佳子  | ○ | 吉田真也 | ○ | 佐藤晋太郎     |
|       |     | ○                                | 田島誠   |   |       |   |      |   |           |
|       | 事務局 | ○                                | 嵐祐子   | ○ | 北島正也  |   |      |   |           |
|       |     |                                  |       |   |       |   |      |   |           |
| 司 会   |     | 事務局／運営委員長                        |       |   | 記 録   |   | 事務局  |   |           |

社会福祉法人社会福祉協議会市民活動支援センター運営要綱（以下、要綱）第 10 条第 10 項「運営委員会は委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。」の規定に基づき、13 人の出席により運営委員会は成立していることを確認した。

### 1 委嘱状交付・各委員より一言 10:00～10:30

### 2 あいさつ 10:30～10:35

社会福祉法人調布市社会福祉協議会 事務局長 嵐 祐子

### 3 【審議事項】 10:35～11:25

#### （1）第 1 2 期市民活動支援センター運営委員会委員長の選任

事務局）要綱第 10 条 2 項にて、運営委員会には委員長 1 人、副委員長を 2 人置く。

同 3 項にて、「委員長を及び副委員長は、委員が互選する。」の規定に基づき、互選を行う。

委 員）水田委員を委員長に、副委員長に石正委員・浜本委員を推薦したい。

他委員）満場一致により、委員長：水田征吾委員、副委員長：石正房江委員、浜本雅樹委員が選任された。

#### （2）社会福祉法人調布市社会福祉協議会理事候補者の推薦

委 員）水田委員長を推薦したい。

他委員）満場一致により、水田委員長を社会福祉法人調布市社会福祉協議会理事候補者として推薦することが承認された。

#### （3）令和 6 年度事業報告(案)

事務局）令和 6 年度に実施した事業は、2023～2027 調布市市民プラザあくろす

市民活動支援センター中長期運営方針～市民がつながる「まちのえんがわ」を目指して～（以下、中長期運営方針）に基づき、令和6年度の主要事業について配布資料をもとに報告をした。

- ① 市民の地域参加促進…えんがわフェスタ 2025、第11回調布まち活フェスタ
- ② パートナーシップの強化…ブランチ(7拠点)の運営、ちょうふチャリティーウォーク 2024
- ③ えんがわファンドによる寄付文化の醸成…えんがわファンド、サポーター会員
- ④ 居場所やサードプレイスの周知と推進…「居場所探訪プロジェクト」報告会
- ⑤ 災害時に備えた支え合いの醸成…「北多摩南部ブロックにおける災害ボランティアセンターの設置・運営に関する相互応援協定」の締結

委員長) この中長期運営方針は、市民活動支援センター、運営委員会の根幹となる内容であることから、運営委員会として、この方針を踏まえ活動をしていく必要性がある。

#### (4) 令和6年度資金収支決算報告(案)

事務局) 市民活動支援センター拠点区分、ボランティア活動推進区分の2つから予算が形成されている。

法人としての消費税支出は5月上旬に専門家より計上予定。このため、途中経過となる旨を報告。

委員) 3月は未払い計上であると理解する。非常勤職員給与支出は余裕がないように見受けられるが予算は足りるのか。

事務局) 余裕がないことに間違いはないが、不足する事態にはならない予測。

委員) 不足する場合においては、翌年の予算要求時に実態を鑑みた対応が必要。

委員) サポーター会費が減収しているようだが、これは社会福祉協議会で行う他の募金も同様か。また寄付を増やす取組や寄付のニーズ調査などは行っているのか。他市においては遺贈を受けるケースも見られている。遺贈寄付を募るにあたって寄付のニーズ調査は必要である。

事務局) 昨今の経済状況の影響も受け、寄付の全体量は減少傾向も見られる一方で、篤志家や少年野球団や少年サッカークラブなどの募金活動の協力を得て、歳末募金・赤い羽根共同募金などは令和6年度において増額傾向が見られた。また、遺贈寄付として福祉車両をご寄付いただいた。

委員) 自分の大事な財産がどのように活用されたかという透明性の確保が重要である。また、寄付者の名前を基金名として明確に記し遺すことは寄付者に寄り添うとともに、新たな寄付者を募ることに繋がると思う。

委員) 寄付者の名前が入った公園のベンチのような遺贈も存在するのか。

事務局) 昨今、自宅を遺贈される寄付者もいる。

委員) 不動産は特有の難しさがあるが、そうしたニーズにも応えていけると良い。

## ＜令和6年度事業報告（案）・資金収支決算報告（案）の承認手順＞

- ・5/8（木）～5/9（金）消費税額確定
- ・5/13（火）事業報告（案）、資金収支決算報告（案）の運営委員への送付、意見の受付
- ・5/15（木）第2回運営委員会
- ・5/22（木）決算監査
- ・6/3（火）理事会
- ・6/19（木）評議員会

### 4 【報告事項】 11:25～11:55

#### （1）市民活動支援センター運営報告（事故報告・新年度職員体制ほか）

事務局）センターの新年度職員体制の紹介

事務局）事故報告…4月1日の日中にメールボックスの誤開封事故が発生した。一昨年の事故後に確認工程を変更していたが、事故が発生した。

新年度となり、新任職員のOJTなど、環境としても落ち着かない状況であったことを背景に、ガイドラインに則した工程が行われず、発生した。

事務局）このことから、ガイドラインを再強化し、複数職員による確認を義務付け、集配業務を行う時間帯を一律とした。すでに対象団体へはお詫びしている。

事務局）また、これまで設けられていなかった鍵の紛失した際や庫内に物を置いたまま、連絡が不通となる際の対応を加筆した「メールボックス・ロッカーの利用にけるルール」を制定した。制定にあたっては、同サービスを提供する他市・都のボランティアセンターのルール・規定を参照させていただいた。

委 員）これらのサービスは有料か、無料か。有料化することは考えないのか。

事務局）無料である。公共の施設であることを背景に無料としているが、必要に応じて行政との協議は可能。

委 員）コピー機のように有償化することは検討できないのだろうか。

事務局）コピー機のようにインク代などメンテナンス経費がないことが由来している。

委 員）サポーター会費に寄付いただいた市民団体、或いはセンターを利用していなくとも賃借可能か。

事務局）必須とはなっていないので、利用可能である。

委 員）公平性は保たれるのだろうか。

委 員）ロッカー・メールボックスサービスは主に団体への支援として行われており、活動について資料や情報などは代表者の個人の住所になることでリスクを減らす意味があると聞いている。

委 員）市民活動の一助になる取り組みだと思うが、数は不足することはあるか。

事務局）足りない状況は見られていない。満了した際は、更新時期に抽選を検討しているが、現状そうした状況には至っていない。

また、サポーター会費、メール・ボックスサービスはそれぞれ別のサービスとして実施している。

委 員）ルールの伝え方、適用はどのように考えている。

事務局）更新の際に、郵送で送付、期間は5月1日からと想定している。

委員) 決定事項としてお伝えしていくのが良いと考える。

**(2) 令和7年度えんがわファンド申し込み状況**

事務局) 相談件数は、21団体からいただいております。順次相談を受けています。半数が初回で、福祉的な内容の団体、自然や教育といった活動を行う団体からの相談をお受けしています。

**(3) 令和7年度市民活動支援センター運営委員会の開催日程等**

資料参照

**5 第2回市民活動支援センター運営委員会の開催日時**

- ・第2回運営委員会 5月15日(木) 19時～21時